

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	実沢3区 (実沢三区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、酪農と水稲の複合経営体が1経営体以外は、水稲のみの経営体で、定年後専業農家や兼業農家がほとんどである。また、高齢による離農から耕作放棄地が増加する懸念がある。
 農地は、山ノ田耕地以外は基盤整備ができておらず、面積が小さく、農道も狭いため、大型機械導入による省力化も難しく、地区外の大規模経営体の呼び込みも厳しい状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地域の主な作物は水稲であり、作付け面積の平均は50アール程度と小さく兼業農家が大半であり、農業所得は低い状況である。
 高齢及び農業機械が壊れた段階で、作付けをしない農家が見込まれることから、集落での農業機械の共同化、作業受委託体制を検討し構築させていく。
 また、農道、水路等の管理については、共同で作業を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
高齢の耕作者が多く、後継者も少なく規模拡大志向の農家がないことなどから、経営継承を受ける若い担い手や新規就農者が現れた時は、その担い手に対して農地を集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の集約化、賃貸借を進める際は、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内で計画はないが、負担金ゼロの基盤整備ができるのであれば、取り組むことも考えていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
定年退職後専業農家や兼業農家がほとんどで、今後も地域の農地については、地域で守って行くことを基本とし、農業機械の共同化を進め、集落営農組織化の気運が高まれば推進したいと考える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後の課題の一つとして検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--